

先端ビジネスローシンポジウム
「法学主導の学際的教育の可能性」

若干のコメント

飯田 高

(東京大学社会科学研究所)

「学際的研究教育」について

※飯田の担当授業：「法と経済学」・「行動経済学と法政策」

「法の効果」に対する関心

↑法と経済学（特に記述的分析）が提供するツールの有用性

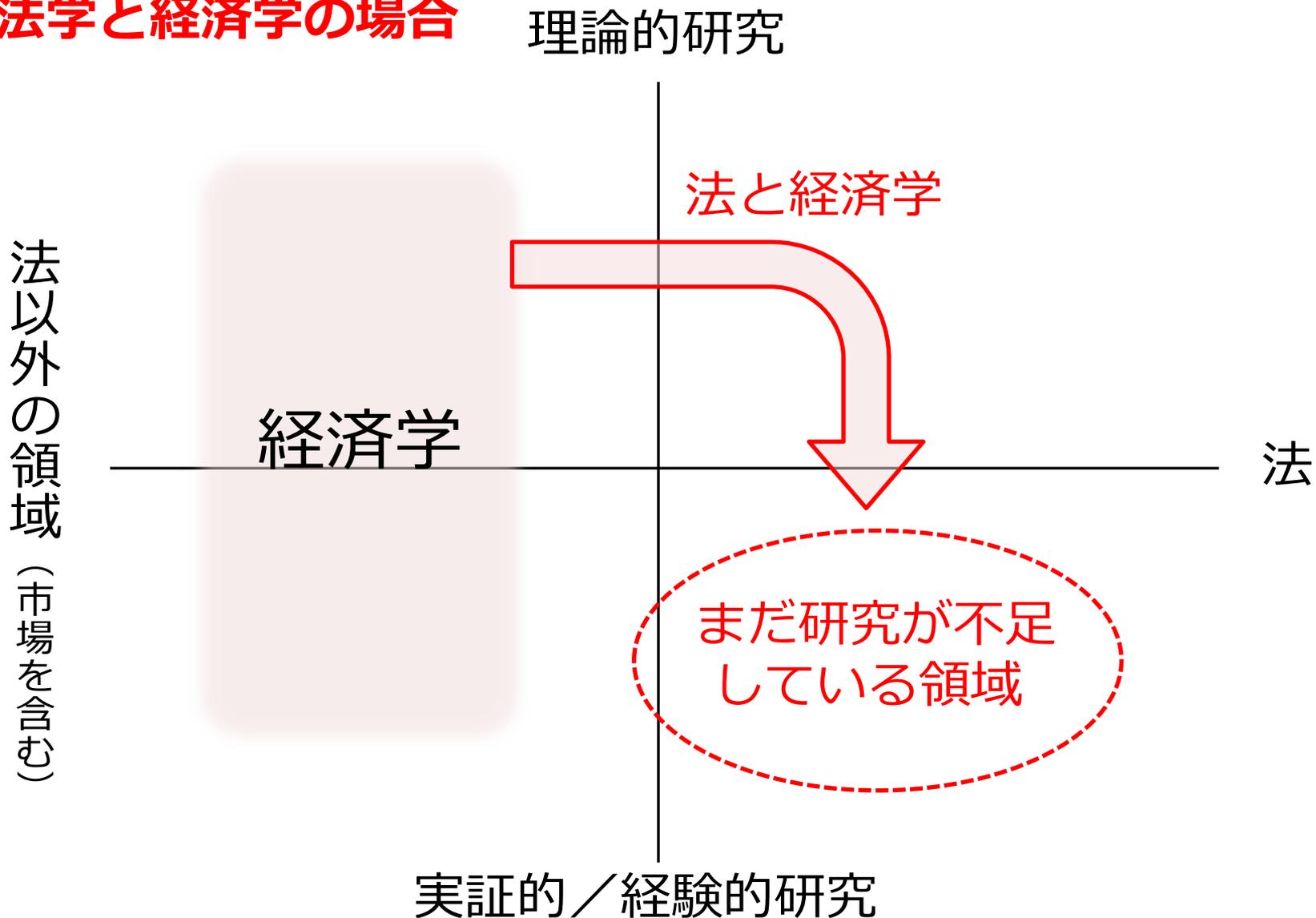
- ・当事者以外の人たちに与える影響
- ・計量分析や因果推論
- ・法の効果の予測 →△

法やルールが関係する領域は、人間の規範的判断が介在するために予測が難しい？

法に関連する実証分析を積み重ねていくことを可能にするような仕組みが必要

「学際的研究教育」について

※法学と経済学の場合



利他性・互惠性について

利他性・互惠性と法学研究

- 例) - Stout, L. (2010) *Cultivating Conscience: How Good Laws Make Good People*, Princeton University Press.
- Feldman, Y. (2018) *The Law of Good People: Challenging States' Ability to Regulate Human Behavior*, Cambridge University Press.

利他性 = 協力行動を促進する

= 社会にとって好ましい影響を与えるもの

と捉えられることが多いが、実際にはマイナスの効果をもちうるという点には注意する必要がある

(飯田「社会規範と利他性」社会科学研究67巻2号、2016年)

また、政策形成の場面では、利他性や互惠性が戦略的に用いられる場合も多いと思われる

しかしそれでも、法は協力行動の範囲を広げるのに寄与したと言えそう

最後に

法学「主導」である必要性は？